

平成28年度当初予算編成方針のポイント

1 特別枠予算の設定

「おおいた地方創生推進枠」 20億円 (27 15億円)

「安心・活力・発展プラン2015」に掲げる新たな政策の展開にあたり、当面の課題である地方創生の実現に向け、県政推進指針に沿って、ソフト事業を中心とした新規事業を積極的に要求できるよう、各部局の要求枠とは別に制度創設（平成16年度当初）以来、最大となる20億円の特別枠予算を設定

2 政策予算の再構築・重点化の促進

特に、最重点課題である人口の自然増・社会増対策に直接資する事業の構築・実施を加速するため、事業の選択と集中及びスクラップ・アンド・ビルドの観点から、事業の廃止状況に応じて要求できる仕組みを導入

3 「大分県行財政改革アクションプラン」の実行

策定中のアクションプランを踏まえ、目標とする財政調整用基金残高の確保や県債残高総額の抑制はもとより、物件費の節減等、歳出についてもゼロベースで見直しを進めるなど財政規律を保持

【主な要求の枠組】

区 分	要 求 基 準
特別枠予算	「おおいた地方創生推進枠」 20億円 ※事業のスクラップに応じて2倍まで要求可能な新規事業（人口増に直接資するものに限る）を含む
政策予算	平成27年度7月現計予算額等からスクラップ分（1割）を減算した範囲内
補助公共 ・ 県単公共	平成27年度7月現計予算額の範囲内 ※県単公共は防災・減災対策など緊急度の高い事業を優先
部局枠予算	平成27年度7月現計予算額に「地域課題対応枠」を加算した額の範囲内

平成28年度当初予算編成方針

国内景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、緩やかな回復基調が続いているとされる一方、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れなど、景気の下押しリスクが懸念されている。

国の予算編成は、6月に策定した「経済・財政再生計画」の初年度予算として、本格的な歳出改革に取り組むとともに、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしている。経済・財政再生計画では、地方の一般財源総額について、27年度の水準を実質的に確保するとしているものの、歳出特別枠等の見直しをはじめ地方交付税制度の改革などに言及しており、今後の地方財政対策の内容如何によっては厳しい状況が想定され、その動向を十分注視していく必要がある。

このように地方財政を巡る状況は厳しいが、本県は今年、今後10年を見据えた新たな長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」

(以下、「新長計」)を策定するとともに、人口減少社会に挑む「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を決定したところである。28年度は、県民とともに築く安心、活力、発展の大分県づくりを目指し、新長計に掲げる新たな政策・施策への挑戦はもとより、当面の課題である地方創生の実現に向け、着実に成果を上げていかなければならない。

当初予算編成にあたっては、こうした考え方に基づき、20億円の予算特別枠を設ける中で、スクラップ・アンド・ビルドをさらに徹底し、最重点課題である人口増加対策に直接資する予算を重点的に配分する新たな仕組みを設け、各般の施策に積極的に取り組むとしたところであり、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

28年度は、新長計等の策定後、最初の予算となることから、スピード感を持って各種施策を全面的に立ち上げることが求められており、ステップアップする大分にふさわしい予算を要求すること。

一方で、本年7月に試算した「今後の財政収支見通し」では、これまでの行革努力を継続してもなお、持続可能な財政運営に必要な財政調整用基金残高に対し約80億円の不足が生じる見込みとなっている。

このような状況を踏まえ、新長計を支える行財政基盤の強化を図ることとして、大分県行財政改革アクションプラン(以下、「アクションプラン」)を策定しているところであるが、安定的な行財政基盤づくりには、職員一人ひとりが「行革マインド」を持って、これまで行ってきた取組についても、見直すべきものは見直し、地道な取組についてももしっかり実践していくことが重要である。

このため、政策予算の再構築をはじめ、アクションプランに掲げた改革項目について、漏らすことなく計上するとともに、後年度に計画

しているものであっても前倒し可能なものは、積極的に織り込むこと。

また、新規事業や事業費の大幅な増要求などにあたっては、限られた財源と人員の中で執行が可能かどうかを十分に吟味すること。

部局横断的な政策課題については、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確にすること。

なお、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、徴収率向上対策を踏まえた年間収入見込額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。なお、特別交付税について、地方交付税総額に占める割合の変更に留意のうえ算定すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

概算要求で要求・要望されている「地方創生の深化のための新型交付金」については、交付要件等が明らかでないが、積極的に活用することとし、計上にあたっては、別途予算編成過程において調整する。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく平成27年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.13であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

6 財産収入

新たに策定する県有財産総合経営計画（仮称）を踏まえ、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、アクションプランに掲げる県債残高目標に留意のうえ、発行抑制に努めること。

第三 歳出に関する事項

平成27年度7月現計予算額(一般財源等ベース、以下同じ)に対し、各部局ごとに、次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) おおいた地方創生推進枠予算

新長計に掲げる新たな政策の展開にあたり、当面の課題である地方創生の実現に向け、各部局の要求枠とは別に20億円の予算特別枠を設けるので、県政推進指針に沿って創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

なお、最重点課題である人口の自然増・社会増対策に直接資する新規事業について、選択と集中及びスクラップ・アンド・ビルドの促進の観点から、次に示す廃止基準額の2倍までの要求を特別枠の一部として認め、当該予算額は後年度要求枠の整理対象外とする。

(2) 政策予算(県単公共を除く)

27年度7月現計予算額から25年度特別枠予算の整理分及び特殊要因分(シーリング対象外経費)を控除した後、当該控除後の1割を事業廃止分(以下、「廃止基準額」として減算したうえで、27年度予算における節約額及び上記特殊要因分を加算した範囲内とする。

(3) 公共事業費

① 補助公共

補助事業及び国直轄事業負担金については、国の概算要求の伸び率を十分に勘案のうえ、27年度7月現計予算額(地方負担額ベース、以下同じ)の範囲内で要求すること。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は27年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

② 県単公共

防災・減災対策など緊急度の高い事業を優先し、27年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査し要求すること。

部局枠予算については、27年度7月現計予算額（一般財源等ベース）から、27年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。

また、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(3) 委託料

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 印刷経費・イベント経費の見直し

27年10月2日付けで通知した「行財政改革の取組としての物件費等の節減について」を踏まえ、カラー印刷やコピー用紙の経費を削減するとともに、冊子、パンフレット等の簡素化・電子化によりコスト削減を図ること。また、継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(5) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議において、改修対象とされた大規模施設などの工事については、当該調整会議で示された額を要求すること。なお、別途指示する改修工事については、設計委託等も含め土木建築部において一括要求すること。

(6) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、アクションプランで取り組むこととしている出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。

平成28年度当初予算要求基準

区	分	当初＋7月補正	28当初
政策的経費 (A経費)	特別枠予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた地方創生枠（15億円） 平成27年度県政推進指針に掲げた重点項目に係る要求 ・ おおいた元気創出枠（3億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた地方創生推進枠（20億円） 平成28年度県政推進指針に掲げた重点項目に係る要求（廃止基準額の2倍まで要求可能な人口増加対策に直接資する新規事業※を含む） <p style="text-align: center;">※予算額は後年度要求枠の整理対象外</p>
	政策予算 (県単公共を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度当初予算額の範囲内 ・ 要求枠には、24年度特別枠予算の整理分を減算し、26年度予算における物件費等の節約額を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度7月現計予算額から25年度特別枠予算の整理分及びシーリング対象外経費を控除した後、当該控除後の1割（廃止基準額）を減算し、27年度予算における節約額及び上記シーリング対象外経費を加算した範囲内
公共事業費	補助公共	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の内示見込額の範囲内 ただし、国予算の伸び率を十分勘案のこと ・ 災害復旧及び災害関連事業のうち、過年分は年間所要額、現年発生分は26年度当初予算額の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概算要求の伸び率を十分勘案のうえ、27年度7月現計予算額の範囲内 ・ 災害復旧及び災害関連事業のうち、過年分は年間所要額、現年発生分は27年度7月現計予算額の範囲内
	県単公共	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度当初予算額の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災対策を中心に27年度7月現計予算の範囲内
経常的経費 (B経費)	管理予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については所要額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については所要額
	部局枠予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度当初予算額の範囲内 ・ 地域における諸課題に対応する要求については、上記枠に加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度当初予算額の範囲内 ・ 地域における諸課題に対応する要求については、上記枠に加算

※ 予算額は、一般財源等ベースを示す。ただし、公共事業については地方負担額ベースとする。